

特別基準の検査方法
JWWA B 130 水道用直結加圧形ポンプユニット
JWWA-H717

第3版：2025年3月18日改正

公益社団法人 日本水道協会 品質認証業務

改正履歴

項目	版番号	頁	年月日	作成者 品質管理課	審査 品質管理課長	承認 管理責任者	主な改正事項
制定	0	全	H9.4.15	矢部	田崎	山田	制定
改正	1		H22.12.22	加藤	仙波	久保田	
改正	2		H24.11.12	木村	仙波	久保田	
改正	3	全	2025.3.18	伊東	波田野	遠藤	定期見直しに伴う改正

項 目	検 査 方 法	摘 要
検 査 基 準	<p>水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130）による。</p> <p>判定基準 検査の判定は、当該規格、特別基準の検査方法及び別表〔不適合の階級別欠点及び判定基準〕による。</p>	
製 品 検 査	<p>製品検査 規格 11. の検査は、規格 10. の形式検査に合格した製品について行う。</p> <p>なお、抜取検査に提出する製品について社内検査を全数行ったうえで、検査員が製品全数及び社内検査結果を確認でき、かつ、1 台の立会による検査結果が社内検査結果と同等の場合は、摘要欄の抜取表によらなくてもよいこととする。</p>	
(材料検査)	<p>各部の材料 規格 11. b) の材料検査は、次の各部について、認証図面どおりであることを製造業者の試験成績書、又はその他の方法によって確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) ポンプ本体，羽根車，主軸（接水部） b) 配管類，バルブ類 c) 圧力発信器（接水部） d) 流量スイッチ（接水部） e) 圧力本体，隔膜 	検査の都度
	<p>構造検査 構造検査は、認証図面どおりであることを確認する。</p>	付表 5-4(重)
	<p>外観検査 規格 11. a) の外観検査は、規格 7. の外観について、きず、ひび、割れ、さび、ばりその他使用上有害な欠点の有無を目視によって調べる。</p>	付表 5-2(重) 付表 5-3(軽)

項 目	検 査 方 法	摘 要
(表示検査)	<p>耐圧検査 規格 11. c) の耐圧検査は、規格 5.9 の耐圧性について、JIS S 3200-1 によって行い、1.75MPa の静水圧を 1 分間加えて保持し、漏れ、変形その他の異常の有無を調べる。</p> <p>なお、圧カタンク、圧力発信器及び圧力計は、仕切弁などを閉めて行う。</p>	付表 5-1(致命)
	<p>表示 規格 11. d) の表示検査は、規格 12. の表示について、容易に消えない方法で銘板に次の事項を表示していることを調べる。</p> <p>a) 認証取得者名又はその略号</p> <p>b) 品質確認実施工場名若しくは製造工場が識別できる表示</p> <p>c) 当該製品の形式</p> <p>d) 呼び径</p> <p>注 a), b) の表示について、センターに届出されたとおりの表示をしていることを調べる。なお、b) については、センター及び認証取得者が識別できればよい。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この方法は、平成 10 年 5 月 1 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この方法は、平成 23 年 3 月 1 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この方法は、平成 24 年 11 月 12 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、2025 年 4 月 1 日から実施する。</p>	付表 5-3(軽)

別表

不適合の階級別欠点及び判定基準

不適合の階級	検査項目	欠点の種類	判定基準
致命	耐圧性	漏れ・変形・ その他の異常	あるもの
重	外観	ひび, 割れ, 著しいきず	あるもの
	構造	構造	認証図面どおりでないもの
軽	外観	さび, ばり	あるもの
	表示	誤表示 無表示	間違っているもの 表示のないもの, 抜けているもの